

## ジンメルにおける贈与と交換

Georg Simmel on Gift and Exchange

池田 光義  
Mitsuyoshi IKEDA

### 要旨

本稿の課題は、贈与と交換、およびその関係に関するジンメルの言説を再構成・検討することにある。まず、最初に、〈社会的相互作用〉と〈社会的交換〉の概念の関係に関わる言説を考察し、その問題点を指摘する。次に、社会的交換⇔相互作用としての〈贈与〉に関する言説を吟味し、返礼義務・贈与義務・贈与と返礼の非対称性などについての命題を検討する。さらに、〈経済的交換〉に関わる言説を考察し、相互性・物象化・人格と所有の分離などについての命題を検討する。最後に、贈与と経済的交換の歴史的・構造的な相互関係についての言説を考察し、ジンメルが交代・併存、代替・補完など多様で錯綜した関連をすでに指摘していることを注視・評価する。全体として、ジンメルの贈与論・交換論が、体系性に欠けるとはいえ、非常に先駆的であると同時に、いまなお刺激的で重要なアイデアを含んでいることを示唆する。

## はじめに

〈贈与する〉、〈交換する〉とはどういうことか、両者はどのように区別され、どのような関係にあるのか。これは経済思想に限らず人間学・社会哲学にとっても根源的な問いであるが、この問いに関わるジンメルの叙述を再構成しその内容を検討することが本稿の課題である。

社会学史的・人類学史的にみれば、ジンメルの贈与論・交換論がマリノフスキー(2010)やモース(2014)などの人類学的な贈与交換論、さらにはホーマンズ(1978)やブラウ(1974)らの社会学的交換論に先行していることは確かであるが(ブラウ 1974、ニスベット 1977、Bredemeier 1978、栗本 1981、阿閉 1987、Haesler 2000、Papilloud 2002、早川 2003 他)、いまだその認識が十分に定着しているとはいいがたい。また、ジンメルの贈与論・交換論への言及がなされている論考でも、のちの贈与論・交換論にはみられないジンメル独自の理論的内容・意義を抽出しようとした早川(2003)の試みなどを除けば、『社会学』や『貨幣の哲学』の関連個所の単なる表層的で部分的な言及に終始するものがいまもなお大半を占めているといっても過言ではない<sup>1)</sup>。本稿では、ジンメルの贈与論・交換論が理論史・概念史における教科書的記述を超えて、その現代的な議論においてもいまだに色褪せない刺激的な思想的触媒となりえることを示唆したい。

## 1. 相互作用と社会的交換

まず、ジンメルが〈社会的交換〉概念と、彼自身の社会論の中軸をなす〈社会的相互作用〉概念との関係についてどのように考えているのかを確認してみるが(早川 2003、Papilloud, 2003 参照)、それは必ずしも容易な作業ではない。この関係に関するジンメルの言説を拾い集めると「人間相互の関係の大半は交換とみなすことができる」(PhG: 59 傍点池田、以下断りのない限り同じ)、「しかし人間関係においては、相互作用は圧倒的に、交換とみなしてよい形式であらわれる」(PhG: 60)、「さらには「だがどの相互作用も交換とみなすことができる」(PhG: 59)、「人間のあらゆる交渉は供与と対価という形式に基づいて」(GSg: 308, Soz 66)ということになる。また、作用を及ぼし合う相互作用と、所有物をやり取りする交換とは互いに異質な事象ではないのかという常識的な疑問に対しても、ジンメルは、相互作用も自己エネルギー、自己資産の供与でしかなく、交換も結局は獲得対象による新たな感情反応(反作用)の惹起が目的であり、両概念に本質的な相違のないことを強調する(PhG: 60)。では、両概念は同じことを意味しているのか。まず、右の引用文において「すべて」「どの」と「大半」「圧倒的」とでは、論理的包含関係に異同があり、精密さを欠いた記述であることが気になる。さらに、ジンメルは「もちろん相互作用はより広い概念であり、交換はより狭い概念である」(PhG: 60)と述べ、交換概念は相互作用概念の部分集合

であることを示唆するが、ではこの部分集合を部分集合たらしめている種差規定は何かという問いが湧く。交換は「最も純粹で最も増強された相互作用」(PhG: 59)、「人間の社会化の最も純粹で最も原初的な形式の一〇」(PhG: 209)、「最も純粹な社会学的事象、つまり最も完全な相互作用」(PhG: 212)というのが、ジンメルの答えであろう。しかし、そうであるなら、交換とは、質的な特殊規定をもつような、相互作用の部分集合というよりは、そのプロトタイプなのであり、——「最も」と最上級で形容されるにせよ——単なる量的な程度差を示すにすぎない典型的で原基的な形式にすぎないことになる。それではしかし、典型的・原基的な相互作用形式にすぎないはずの交換が相互作用のすべてだということになり、平仄が合わない。いや、「すべて」だというのは誇張のレトリックにすぎず、「多くの」相互作用は交換と見なせるというのが真意だというのであれば、では、交換とは見なせない相互作用の具体的事例は何か、交換と見なせない相互作用と見なせる相互作用を弁別する徴表は何かという問いが生じる。

さらに、相互作用のいかなる特性が交換において純化・強化されて典型態となっているのだろうか。それは疑いなく〈相互性に基づく結合機能〉であろう。「交換においては、一方のものが意識的に、他方のものと引換に投入される」(PhG: 60 丸点ジンメル)ことで純粹で強力な結合Ⅱ総合が実現するというわけである。しかし、経済的交換こそ、犠牲Ⅱ対価を必須要件とすることで最も典型的な相互作用の構造を示していることを強調するあまり、ジンメルが人間間における相互作用と交換、さ

らに一般的・社会的交換と経済的交換の区別について明確な定式化を怠っているという印象は拭えない。

もつとも、社会的相互作用と社会的交換とが互いに(ほぼ)重なることを主張するのがジンメルの主眼ではないし、また社会的相互作用が「客観的な内容を所有し、客観的な形式を創出する」(Soz 723)性質、つまりある種の結晶化傾性を宿し、この傾性を介してある種の対象化、さらには所有物化につながることを、そしてこの所有物の相互的な移転という視点がジンメルの交換論にとつても決定的であることを確認しておく必要がある。ともあれ、ジンメルの贈与論・交換論の基本的特徴としてまずは次の点を指摘しておきたい。すなわち、第一に、社会的交換論が社会的・心理的相互作用論の枠組み——これはまた一般的相互作用論の大枠を前提にしているのだが(Kleda, 2007)——のなかで展開されていること、つまり、一般的社会的交換が社会的相互作用の典型的な形式と見なされていることである。第二に、贈与交換と経済的交換が社会的交換の具体的で特殊な、しかしまた典型的な形式として理解されていることである。

## 2. 贈与交換

次に、ジンメルの贈与論の諸契機と諸問題を順次、考察してみる。

(1)〈へ与えることも受取ることも、それ自体がすでに相互作用である〉。ジンメルにとつて、〈へ与える〉ということは、一方から他方への単純な作

用ではなく、それ自体が与える者と受取る者との相互作用なのである (Soz 663FN)。供されたものを受取るのか拒否するのか、あるいは受取るにしてもどのように受取るのか——予期していることか思いがけずにか、満足してか不満を持ってか等々——、これがすでに受取る側に一定の反作用を及ぼすからである。これはまた、〈受取る〉ということも、単に一方的な受動的行為ではなく、そのこと自体がすでに贈与者に対して何かを与えること、例えば好意の表明を意味していること<sup>26</sup> (SG10: 62)。つまり贈与への反対贈与は受領後に行われる返礼行為においては、はじめて行われるのではなく、受取ることそのものがすでに、一つの能動的な返礼作用であるということである。<sup>27</sup> ジンメルの贈与論は、それが社会的交換論の一環として、さらにこの社会的交換論が社会的相互作用論の一環として構想されているため、徹底して〈相互作用の視点〉に貫かれているのである。

(2) 〈返礼義務—感謝〉。どの贈与論においても返礼義務は贈与に不可避的に伴うものと見なされているが、ではそもそも返礼義務を生み出す根本的要因は何であるのかという論議は意外と少ないし、あっても不分明なものが多い。ジンメルは贈与関係における返礼義務のもつ意義に着意しただけでなく、この問いを提起し解答しようとした最初の理論家の一人として評価できるだろう。

ジンメルが「給付と反対給付のやり取りという紐帯」(Soz 661)、「人々の間における精妙にして強固な紐帯」(SG8: 308; Soz 661)を紡ぐ機能としてまず注目するのが〈感謝〉である。ジンメルによれば、感謝とは

第一に「善行への返礼を、外的な必要が問題とならない場合に内面から呼びおこす動機」(SG8: 310; Soz 663)である。つまりジンメルにとって、感謝は社会的交換⇨相互作用の形成・維持という機能をもつのである(ジンメルの感謝論が『社会学』においては第八章「社会集団の維持」への付論として収録されていることも想起しておこう)。しかも、法的・外的な強制力が働かない社会領域・次元においても、供与⇨給付(作用)に対して対価⇨反対給付(反作用)を当事者の内面から誘発する道徳的要因として働くのである。そのためジンメルは、感謝が「法の代理人」(SG8: 308)、法の「補完」(Soz 661)の役割を担うともいう。

第二に、ジンメルが感謝の起源を相互作用、(の)反復、それ自体に求めている点が重要である。感謝が「人間の相互作用から、そして相互作用のなかにおいて生じる」ものであり、「受取るという行為、あるいはまた引渡すという行為の主観的な残滓」(SG8: 309; Soz 662)であつ、「人々の間の出来事の結果、主観的意義、情緒的反響が心のなかに沈潜」(SG8: 309)したもので、「いわば人類の道徳的記憶」なのであり、そうしたものととして「新たな行為の潜在力」(SG8: 309; Soz 662)となると、ジンメルは強調するのである。つまり、ジンメルにとって感謝とは、当初は特定の具体的な目的・内容をもつ個々の相互作用・関係に付随して生じていた心理的效果が、そうした相互作用・関係の反復を通じて集合的に形成・蓄積・伝承されてゆき、ついには特定の目的・内容や個々の相互作用・関係とは相対的に独立して個人の内面から作動するようになった形式的・心理的・道徳的起動因を意味している。留意しておきた

いのは、この考え方には、一定の心理的・内面的な形式的機能が、その生成時における規定因・介入因の内容から自立する一方で、種々の内容を有する個々の過程に対して形式、それ自体としての、独自の影響を及ぼす規定因に転化しようという、ジンメルの形式社会学の基本的着想が生きているという点である。あるいはまた、感謝が「まったく個人的な情動、あるいは抒情的といってもよい情動」であるにもかかわらず、「社会の最も強固な結合手段の1つ」(GS08: 310; Soz. 663)である点に強意を置くこともできる。感謝は作用形式としては情動的・主観的、あるいは個別的・個人内在的でありながら、——感謝の反応がすべて消滅するようなことにもなれば、社会は空中分解するだろう(同右参照)とジンメルが表現するほど——社会的な行為・関係の継続・維持という一般的で主観的な効果を有する要因なのである。

ジンメルの感謝論の特徴はさらに、特定の歴史的段階に固有の原理や意識に返礼義務の原因を求めようとする贈与論・歴史論とは異なり、それ自体は歴史的に形成されたとはいえず、ひとたび成立した後は、心の古層・基層にあつて特殊歴史的な事情に比較的左右されることなく歴史普遍的に貫通的に作用する心理的・道徳的機能に、返礼義務の根拠を見ていることである。別言すると、ジンメルは事実上、贈与行為・関係一般を、その特殊歴史的な形態から、したがつてまた特定の歴史的段階の社会に支配的ないし優勢的な制度化・儀礼化された贈与慣行から区別しているということである。さらに、ホームズ(1978)やブラウ(1974)は、社会的交換の特殊歴史的な形態である経済的||市場的交換に特有の原

理・観念——とりわけ功利主義的かつ合理主義的なホモ・エコノミクスの人間像、投資・費用・報酬などの概念——を社会的交換一般に不当に普遍化する傾向、あるいは逆にいえば、社会的交換の概念を市場的交換の観念に矮小化する傾向が顕著であるが、ジンメルの考え方はこの種の社会学の交換論とも明確に一線を画している。ジンメルの交換論・贈与論は経済主義的・市場主義的な一面的思考とは無縁なのである。

もうひとつ注目したいのは、ジンメルが感謝の気持ちを「かの顕微鏡的な、とはいえ強靱な撚糸の一種」(GS08: 315; Soz. 670)とも形容していることだ。ジンメルは「感謝論」(一九〇七年一〇月)発表の一月ほど前に公表した論考「感覚の社会学」においていわゆるミクロ社会学についての初めての定式を試みているが(GS08: 276; Cf. Soz. 31)、右の表現は、この定式化のなかに見られる「社会のかくも明瞭でありながらも不可解な生が示すあらゆる強靱さと柔軟さ、あらゆる多様性と統一性を担い、心理学的な顕微鏡によつてのみ見ることでできる、社会の原子どうしの間の相互作用」(GS08: 278; Soz. 33)という箇所を連想させる。

『社会学』(一九〇八年)の第一章「社会学の問題」において、そうしたミクロ的な相互作用過程の事例として、「感覚の社会学」すでに挙げられている相互凝視や文通などに加えて、「利他的な給付への感謝が、強固な結合効果をもつ継続作用を呈する」(Soz. 33)という現象が新たに追加されていることも、われわれの興味をひく。要するに、ジンメルのミクロ社会学の基本命題、すなわち一見些細に見える無数の微視的過程・関係が社会的現実を原初的かつ基底的に支える一次的な社会過程・関係で

あるという原則が、感謝にも当てはまるということである。つまり、感謝は、微視的過程・関係の原動因の一つとして、第二に巨視的な社会過程・組織の基底および間隙にあつてそれらを相互に結びつける接着剤の役割を果たす。第二にそれは、巨視的な社会過程・組織の（歴史的な生成過程かつ現在の不断の再生産過程における）発生源ないし原初形式を形成するのである。

(3)〈贈与と返礼の非対称性〉。『貨幣の哲学』（一九〇〇年）の執筆も佳境に入った一八九九年一月、ジンメルはゲオルゲから進呈された詩集『生の絨毯』への礼状をしたためているが、その中にこんな一節が見られる。「愛というものは愛の返礼によって埋め合わせるなど到底できるものではなく、感謝という支払いきれぬ負債を残してしまうのがつねであるとともに、詩人の贈物に対してそれ相応にお返しをしようとすると、わたしたちのような者が捧げることのできるものなどいかに僅かなものとなることでしょうか」(GS22: 340; Cf. PhG: 60, 558)。ここには、へたとび贈物を受取ると、いかなる反対贈与——たとえ内容的には贈与を上回るような反対贈与——によつても、それに対して完全に返礼することができず、そのため相殺・清算できない心理的残余⇨道徳的債務が生じる⇨という贈与論にとつて非常に重要な考えが表明されている。ただし、その根拠に関するジンメルの説明(GS28: 313; Soz 667)には不分明さが残る。ジンメルは、心理的負債⇨内面的拘束が生じる理由を「最初の給付には自由意志が存在するが、反対給付ではそれがもはや見られなく」(GS28: 313; Soz 667)と述べている。つまり贈与と返礼と

の間における自由意志・自発性に関する非対称性に求める。他人に贈物をするかどうかは、とりあえずは各自の自由裁量であるとしても、ひとたび他人から贈物を受け取ると「われわれはすでに反対給付を道徳的に義務づけられており、反対給付への強制が働く」(同右)ことになるというのである。あるいはジンメルは「お返しは、最初の贈物もつ決定的契機、つまり自由の契機を含むことができないうために、贈物を受取ること、清算することのできない債務に陥つてしまふ」(GS28: 314; Soz 668)とも述べる。しかし、受け手には贈り手に見られる自由の契機が欠落していることからただちに、道徳的債務と返礼義務の発生を導くには無理がある。自由の欠落そのものが、いかなるお返しによつても埋め合わせできないことの直接的な理由にはならないし、またいかなるお返しによつても相殺できず負債が残るのであれば、そもそも返礼しようとすること自体への動機が希薄になるはずだ。ジンメルのこの論理展開が理解可能となるには、道徳的債務と返礼義務を先にみた感謝の念に関連づけた補足説明が、つまり謝恩感情が内面から否応なしに受贈者を返礼行為に駆りたてるが、この事態をわれわれは「道徳的義務」「反対給付への強制」として感知し解釈するのだという注解が必要であろう。「この強制は社会的・法的なものではなく道徳的なものだが、やはり強制には違いない」(GS28: 313; Soz 667)という叙述がそれを示唆している。この補足説明は、返礼への義務・強制とは、感謝の念とその実際の発露が道徳律と化したものだ、あるいは行動に発露することを否応なく求める感謝の念への道徳的な呼び名にすぎない、というふうなものでも構わないが、

いずれにせよ感謝のもつ「新たな行為への潜在力」に依拠するものでなくてはならないだろう。

しかし、もしそうであるなら、受取る側が与える側のように自由をもたないから返礼義務が生じるというより、受取る側は感謝効果によって返礼義務 $\parallel$ 強制を内面から感じるから自由がないかのように意識するというほうが、より事態に即していないだろうか。さらに付言すれば、いったん贈物を受取ればいかなる反対贈与によっても返礼 $\parallel$ 清算しきれないというテーゼがいつでも無条件に成立するものではないことは、ジンメル自身の贈与論全体から見て明白であろう。あるいは少なくとも、このテーゼが妥当する贈与タイプと無条件で妥当するわけではない贈与タイプとに分類することが必要なのではないだろうか。

とはいえ、いかなる対価によっても解消できない絆を紡ぐという、経済的交換とは対照的な贈与の関係維持機能に着目し、貨幣的交換がその相互性の内部メカニズムにより経済的価値を産出するように、贈与にも感謝などの間、主観的な重要価値を創出・増大させるといふ機能(PhG: 60; Soz: 667)があることをジンメルが指摘したことは十分に評価されてよい。さらに、贈与関係では清算不能な道徳的債務が発生することで贈与者と受贈者との間の心理的な力関係が不均衡状態に陥ること、つまり先行する贈与と受贈との間に〈自発性〉対〈義務感〉、〈自由意志〉対〈道徳的債務〉という非対称的構造が生じること、そしてこの非対称性がまた「少なからぬ人々が何かを受取ることを好まず、お贈物をされるのをごきんだけ避けようとする理由」(GS08: 314; Soz: 668)にあること、こ

うした事態にジンメルの贈与論が注意を喚起している点も特筆に値する。このことにより、ジンメルは事実上、いわば〈利己主義的な戦略的贈与〉や〈贈与による個人間・集団間における優劣関係ないし支配・服従関係の生成〉という現代交換論・贈与論の基本命題へのミクロ社会学的な先駆的アイデアを提供していることになるからである。

(4) 〈贈与義務〉。ジンメルが、返礼義務の問題だけでなく、(富の再分配機能をもつ贈与に限られているとはいえず) 贈与義務の問題についても論じていることは看過されがちである(Soz: 526)。つまり、ジンメルにとつても、「この類のどの給付行為も、見かけ上の絶対的な自発性、〈余得の業〉という外見上の性格にもかかわらず、義務から生じる」(Soz: 528)ということは自明なのである。問題はその機制をいかに説明するかであるが、扶助義務を基礎にした説明を除けば、ジンメルもこの機制に立ち入った議論を怠っていると見える。ここでは贈与の反復の義務に限られたジンメルの説明を覗いてみる(早川 2003 参照)。

ジンメルは、物乞いが頻々に施しを受けていると、それが自分の権利であり施し手の義務であると見なすようになり、その結果、施しが行われない場合には施し手に対して憤怒を示すに至るといふ日常現象に触れ、それを「道徳的帰納」の原理によって説明する。すなわち、「何らかの類の慈善が施されると、たとえそれがきわめて自発的で稀にしか見られず、いかなる義務の命令にもよらないものであっても、善行を継続する義務が生じ、この義務は受け手の請求権としてだけでなく、施す者の感情の中に残りつづける」(Soz: 527)という原理によつてである。<sup>(3)</sup>

ここには重要な命題がいくつか含まれている。一つは、〈単純に贈与の反復、それ自体により、あるいは場合によっては単に贈与が行われたという既成事実そのものにより、贈与継続への権利と義務が生じうる〉という命題である。不用意な受贈行為だけでなく、心理的に優位をもたらすはずの先行贈与も、ただ単に繰り返されるだけで、贈与の義務化と権利化を生みだし贈与関係を固定化させる危険をはらんでいるというわけである。二つ目の命題は、〈喜捨・善行の贈与義務にはその請求権が対応しており、贈与の義務と権利とは互いに相互制約・相乗作用の関係にある〉というものである(Son 512参照)。この命題からは、贈与義務の問題は、義務を負う側だけでなく権利を得る側にも注視し、両者の間の相互性を考慮しなければならないという、一般の贈与論では看過されがちな重要な方法的要請が帰結する。翻つて、義務と権利の絡み合いの視点は、贈与義務に関してだけでなく、(ジンメル自身は直接的には論及していないとはいえ)返礼義務に関しても非常に有効であることは明らかであり、彼の返礼義務論に追録されてしかるべきである。もうひとつ確認しておきたいのは、右の二つの命題において、ジンメルが贈与の継続義務の起因ないし増幅因と見なしているものが、贈与の反復それ自体や義務と権利の相乗といった普遍的で歴史貫通的な、あるいはジンメルのような意味での「形式的」な要因であるということである。

### 3. 経済的交換

次に、ジンメルが経済的交換の特性をどのように捉え、どの点に贈与交換との違いを見ていたのかを検討してみよう。それはまた、彼の贈与概念への補足にもなるであろう。

(1) 経済的交換の相互性原理。ジンメルが繰り返し強調するのは、経済的交換においては、欲求対象の獲得のために当事者双方が同様・均等に一定の犠牲・代償を払わざるをえない構造になっているという点である。つまり、何かを交換によって手に入れたのであれば、その所有者が同意する対価をその所有者に渡さなくてはならないという単純な事実こそ、彼は経済的交換の本質を見るのである。ジンメルの見るところ、この〈所有権移転の相互性原理〉はすでに移転構造の形式的な側面に現れている。第一に、ジンメルがいうには、「交換とは供与と受領という二つの過程の加算ではなく、この両過程のいづれもが他の過程の原因でもあり、結果でもあるという絶対的な同時性にあることで成立する第三者なのである」(PhG: 73)。傍点箇所は、因果図式を用いて表現する限り、およそ最も厳格な相互性規定であるといえるから、ジンメルにとつて、経済的交換は相互性構造に関して最も典型的で最強最大の形式を具えていることになる。別言すれば、交換のなかでも経済的交換が、相互作用の最も典型的な類型となるということである。第二に、贈与交換も贈与・返礼に対する道徳的義務を介して一定の相互性構造を示すが、それは含意的・暗黙的あるいは結果的であるのに対し、経済的交換では一貫して明示的・顕在的な形で相互性が実現されていて、このことは端的に、通常、交換行為が相互的な交渉と合意を前提とするという事実



も現われている。

ジンメルは、交換に顕著なこの相互性原理が歴史的にみて非常に重大な帰結と結びついていると考える。それは何よりも——本稿では論及しえない形式的自由や人格性などとともに——所有移転における(a)〈公平正義〉と(b)〈客観性＝主観性・恣意性・暴力性排除〉の契機が成立する点である。つまり、所有移転の形式として見た場合、略奪や贈与が「所有移転の原初的な形式」(Soz. 662)、「利益はまだ完全に一方の側にあり、負担は完全に他方の側にあるような所有移転の最も原初的な段階」(PhG. 385)であるのに対し、交換は基本的に所有移転をめぐる闘争や強奪、競争や排除を回避し(これをジンメルは「文化の実質的進歩」と呼ぶ、同右参照)、利害の非対称性を解消して〈合意に基づく双務双利の原理〉(「機能的進歩」)を表現する移転形式なのである。「略奪の利己的な衝動性と贈与のこれに劣らぬ利他的な衝動性を超えて、客観的な正当性と公平正義に従う所有移転、つまり交換が発展するのである」(PhG. 600)とジンメルは約する。あるいは、贈与、略奪、(経済的)交換は「行為の三つの動機、すなわち利他主義、利己主義、客観的規範化に対応する」(Soz. 662)という表現につなげれば、略奪と贈与が「他者の所有物の主観的な取得形式」(PhG. 89)、「まったく主観的で個人的な所有移転」(PhG. 426)であるのに対して、経済的交換はジンメルにとって、当事者双方が直接的な主観性・恣意性・衝動性を排して一般的な共通規範・規準に同様に服する行為であるという点で、最も客観的で公平で平和的な所有移転形式であるということになる。そのためジンメルは、前交換的過程では「狡猾

さ、情熱、辛抱強さ」(PhG. 86)などの心性がものをいうが、交換過程では「全員が同じように従わなければならない間主観的な即事性と規準を承認する」(同右態度、「客観的な比量、熟慮、相互承認、直接的欲望の抑制」(PhG. 386)の能力こそが行為主体に要求される精神特性であると述べるのである。では、所有移転形式、つまり「所有問題に直結した外的な相互作用形式」(Soz. 550)として見た場合、交換が「およそ人類が成し遂げることできた途方もない進歩の一」(PhG. 385)であるとしても、ジンメルはそれが贈与を完全に凌駕し駆逐していくものと考えているのかというと、話はもちろんそう単純ではない。しかし、この問題を検討する前に、贈与と経済的交換の特性に関するジンメルの洞察をもう少し見ておく必要がある。

(2)〈人格的関係の物象化〉。ジンメルは、交換とは「人間間の相互活動性が物象化したもの」、「人間間の関係が帯びている心情性が対象に移転した」(GS8: 308; 『社会学』Soz. 662)では「心情性」の前に「純粹な」が、「移転」に替えて「投影」が挿入されるものであるという。これはどういう意味か。既述のように、贈与行為には「贈物の実質価値を超えた、心に関わる価値意義があり、このために、われわれは受取った贈物による内面的な絆を、けっして外面的には同価値のお返しによって解消し帳消しにできなく」(GS8: 10: 62)ことになる。つまり、贈与行為では、あくまでも人間同士の内面的・精神的な紐帯、人格的・情義的な関係(への関心)の成立が基本要件であり、当事者間の全人格と全人格とが贈物を介して大なり小なり個別的・直接的に関わり合うことが根

本原理である。そのために、例えば善行の事例でいえば、善行への感謝は「善行への反応と善行をなす者への反応とを相等しく含んでいる」(GS8: 313; Soz 666)ことから、「相互に供されたものが「人格から」切り離された交換客体として働き、互いの感謝が善行にしか、いわば交換された内容それ自体にしか関わることがない」(GS8: 312; Soz 666 傍点ジンメル)場合には、贈与と背馳する感情が生じるとジンメルは指摘する。

他方、ジンメルの見方では、経済的交換の場合、その目的・意味は、それぞれの所有対象の相互移転によるそれぞれの有用価値の相互獲得にあり、その実現は客観的等価物としての所有対象の相互的な比量・授受という規則形式をまとう。この事態をジンメルは「人間同士の関係が対象同士の関係となつている」、あるいはより端的に「関係の事象化」(GS8: 309; Soz 662)と特徴づける。つまり「発達した経済一般では、そうした人格的な相互作用はすっかり背後に退き、商品は独自の生命を獲得するのであり、商品同士の関係、商品同士の価値決済は自動的に単に計算として行われ、人間はもはや商品自体にそなわる移転と決済への傾向の執行者としてしか登場することはない」(同右)と性格づけるのである。約めれば、贈与では物財やサービスのやり取りは人格的關係を形成・維持するという目的のための手段であるのに対し、経済的交換では対人関係が財貨獲得の目的を実現するための手段となるというわけである。そしてジンメルにとって贈与交換と経済的交換との相違を決定づけているのが、当事者同士が、前者では全人格的な存在として互いに関わり合う一

方、後者では有用価値の交換者という一面的機能の担い手としての、互いに関係し合うという点なのである。では、どのような要因のために、やり取りされる対象の性質・意味や当事者同士の関係がかくも変容するものとジンメルは考えているのだろうか。それを理解するためには、まず「存在と所有」についてのジンメルの基本的見解を押さえておく必要がある。

(3)「存在と所有、人格と物件の相互分化・自立。ジンメルの「存在と所有」論の要点は、本稿の問題文脈に沿う限り、次のようにまとめることができる」(PhG: 405, 431, 532; yuán) GS8: 171; 4: 230; Soz 397, 414)。

①まず、ジンメルにとって、所有を「現実的・可能的行為の総体」として捉える視点が決定的に重要である。ジンメルは、巷に跳梁する所有観念を実体主義的で「受動主義的な所有概念」として批判し、その特徴を、われわれの積極的な活動を対象の獲得・享受に限定してしまい、所有というものを「静止した、いわば実体的な状態」としてしか、また所有物を「それがまさに所有物である限り、われわれの側からは何らの活動も必要としないような無条件に従順な客体」としてしか見なさないという点に求める。これに對抗してジンメルは「所有することもまたひとつの行為であるといわなければならない」(PhG: 405)と主張し、「諸行為の総計としての所有の表象」(PhG: 432)が持つ重要性を強調するのである。以下に述べる二つの視点②③は、この能動的所有概念の展開でもある。

②ジンメルにとって重要な第二の視点は、所有の内実が、一定の特性を具えた主体と、一定の特性を具えた客体との間に成立する固有の相互作用・相互依存にあるという点である。「所有はむしろ主体の能力あるいは性質と客体の能力あるいは性質との相互作用から成るものであり、この相互作用は両者の特定の関係においてしか、つまりはまた主体の特定の能力状態においてしか生じることはない。……。特定の客体の所有は、それに対して主体が明白にはつきりと求められれば求められるほど真正で能動的なものとなるが、逆に、所有物が実際に根本的、徹底的に所有、つまり活用され享受されればされるほど、主体の内的・外的な本質に対してはつきりとした決定的な作用を及ぼすであろう」(PhG: 405)。この所有概念にしたがえば、法的関係としての所有とは「社会全体が所有者にその所有物の永続的な所有とあらゆる他者の排除を保証すること」であり、「ある客体の完全なる利益についての社会的に保証された潜在力」(PhG: 413)を意味するにすぎず、実質的・内面的な所有のための形式的・外面的な前提条件にすぎないことになる。対象への特定の積極的な働きかけによつて——またその様態、程度に応じて——はじめて、対象は真に「本来的な所有物＝固有物」「わがもの」と化し「わが存在」に転成する一方、それに対する対象からの特定の反作用を通じてはじめて、所有者の側も特性をもった特定の所有者＝存在者として生成するといふのである。

③この視点と深く関連する、ジンメルの所有概念の第三の視点は、所有とは自我の表現・刻印であり、自我の拡張・領域を形成しているといふ

ことである。ジンメル曰く、「所有物を獲得するということは、……いわば人格が個人の限界を超えて増幅することだといえよう。……個人の領域が、もともと個人を画していた境界を超えて拡張され、自我はその直接的な範囲の彼岸に延長されて自己の外部に、しかしそれでも広義には〈私のもの〉であるところの自己の外部に拡がるのである」(PhG: 434)。あるいは、直接に自由ないし支配の概念に引きつけて、「……ある物がわたしの意志に抵抗を示さないこと、わたしの意志がその物に対して自己を貫けること、これがまさにある物を所有するということである」(PhG: 432)とジンメルは所有を定義する。そしてこれと関連して、自我と所有物、存在と所有の境界線は不定で流動的であること、さらに「所有物の総体が存在の総体の等価物のようにみえるという独特の現象」(同右、傍点)ジンメルが生じうることも強調する。このため、「どの外的客体も、心理的価値にならなければ所有物として無意味であるように、自我の方も、自我に従う、つまり自我に属するがゆえに、その傾向、能力、個人的様式の刻印をゆるすような外的客体をその周囲に持たなければ、いわば広がりやを失って一点に収縮してしまうであろう」(PhG: 433)と結論つける<sup>4)</sup>。

さて、ジンメルの贈与論・交換論の核心部分の一つ、そしてまたその思想史的意義の一つは、こうした所有概念に照らして贈与交換と経済的交換の間に決定的な亀裂が走ることを強調したことにある。ジンメルによれば、直接的で個別的な人格的・内面的関係を内実とする贈与関係は、根本的に所有者と所有物との間における固有の相互作用・相互依存に支

えられている。贈物を媒介に全人格的な相互関係が成立するのも、「たとえ人間が個々の物しか与えず、その人格の一面しか供することがないにせよ、それでも人間はこの一面に完全に含有されるのであり、こうした個別のエネルギーの形においてもその人格性を完全に与えることができる」(SG8: 312)という事情に負うところが大きい、これを成立させているのがまさにこの主客間の相互作用・相互規定に基づく所有者と所有物との融合・一体化、存在と所有との全一化、「事物は自我の中に入り込まなければならないが、自我もまた事物の中に入り込まねばならない」(PhG: 433)という自我と所有物との相互浸潤なのである。「初期のゲルマン法では、どのような贈与でも、贈与を受けた者が恩義を示さない場合や他の若干の場合に取り消すことができたことは、いわば所有者に根を下ろした、所有物の人格的な本質をよく特徴づけている」(PhG: 449)と述べているように、ジンメルは贈与観では、当事者同士の直接的な人格的・倫理的関係と、主体と所有物との人格的・内面的な融合関係とが相互に前提し合うことが贈与関係の特質をなしているのだ。

ところが、ジンメルによると、こうした所有関係のあり方は、(とりわけ貨幣に媒介された)経済的交換関係において根底から衰微・崩壊する。「貨幣が所有と存在とを相互に自立化させる」(PhG: 428)ということになり、「所有からの存在の独立と存在からの所有の独立」(PhG: 410)を帰結するといえるのである。所有者と所有物、人格と対象・行為、存在と所有とが相互に分離し自立化し、それ自体として互いに無縁化していくという事態が経済的交換の成立・発展の——歴史的な、かつ不断の——前提条

件でもあり根本的帰結でもあるというのだ。所有と存在の一体化様態から相互分離の様態への転化を、ジンメルはまた、人格と物件⇨事象との直接的統一ないし未分化の様態から相互分化・自立化の様態への転化過程としても捉えている。ジンメルにとって、経済的交換は人格とモノとを相互に絶縁し、モノを純然と即物化・脱人格化すると同時に、こうした事象化・脱主観化を前提条件としているのである。

そのさいに決定的な役割を演じている要因としてジンメルが挙げるのが、まさに社会生活内部への貨幣の浸潤である。ジンメルによれば、貨幣は人格と所有物との相互作用を遮断し、所有対象から人格的・主観的な色彩と刻印とを消去してそれを純然たる即物に転化し、人格と所有物との関係を単なる他者の意志の排除という純粹に形式的・消極的な所有関係に縮減するのである。第一に、「貨幣自体が、所有客体として見れば、いわば絶縁体によって所有者の存在から切り離されている」(PhG: 431)と述べるように、ジンメルにとって貨幣そのものが、純然と一般的等価性⇨交換性を体現する、それ自体は無色透明で無特性の普遍的媒体であり、所有主体に対する所有物の側からの個別的で特殊な影響・規定性の完全な欠落、人格的・個人的な色彩の完全な欠如を特色とするからである。貨幣は人格とモノ、存在と所有の無縁化を前提条件とするとともに、この無縁化の極点をなす所有物なのだといえるのである。第二に、この存在⇨所有断絶の極致たる貨幣との等価交換を通じて、あるいは貨幣との交換可能性それ自体においてすでに、あらゆる個々の所有物から、その特性と独自性とともに、所有者との人格的・主観的な結びつきが消

し去られるとジンメルは考えるからである。

では、かつて社会制度全体を支える基軸の一つとしての贈与関係を担っていた、所有主体の人格性とその所有物との間の渾然一体が崩れていく歴史過程を、ジンメルはどのように考察しているのだろうか。彼自身の挙げる事例のいくつかに沿って検討してみよう。それは同時に、贈与交換と経済的交換の本質的相違に関するジンメルの理解におけるさらなる重要な諸論点の追加的考察につながるであろう。最初に挙げる歴史事例の叙述は、人格性と所有物の結びつきが最も強い土地所有に関するものであるが、ここでは三例に限定する(PhG: 428)。(a)原初的な分離過程の一つは、「個人の存在と……所有物をつなぐ紐帯」(PhG: 429)であった古代ローマの氏族制の崩壊に始まり、中世都市に浸透していった貨幣経済によって拍車がかかる過程である。所有地の「抵当化と売却は、人格と所有地の分離の究極の結果であり、たしかに貨幣によってはじめて可能となったようにみえる。しかし、この過程が始まったのは、すでに貨幣以前、氏族制が解体した瞬間であった」(同右、傍点ジンメル)とジンメルは述べている。注意したいのは、土地の売買や私有地化が、個人の全人格が埋め込まれた氏族制の解体を發する人格と所有地との分離に端を發し、貨幣的交換によって著しく促進されるということはまた、この分離が少なくとも大規模な貨幣的交換の本源的な前提条件でもあり、歴史的な帰結でもあるということである。(b)古代ギリシアにおける貴族制から民主制への移行においても、一連の社会的要因が貴族の社会的存在(地位・帰属)と土地所有の分離を引きおこすが、貨幣経済の関与によ

りこの分離過程は完成する。特定の社会的存在と特定の所有物間の緊密な相互制約が消滅することが、万人同権の歴史的・前提とジンメルは見なすのである。(c)古代ゲルマンでは、マルク共同体への直接的・人格的帰属という社会的存在が個人による土地所有の前提であった。そのため個人間の人格的・共同体的な結合が消えてゆくと、所有地は個人から自立化していく。そしてこの過程の最後に「そうした存在と所有の分離をことごとく表現するのに格好の実体」(PhG: 430)として登場するのが貨幣ということになる。こうした事例によって、結局、貨幣が「所有と存在の歴史的な関係において、この関係の収縮と弛緩の間の世界的な転換のきっかけとなるものももろの契機のみかでも歴然とし、最も決定的な、いや最も徹底的といえる要因をなしている」(PhG: 431)というところをジンメルは示したいわけであるが、これを本稿の文脈に即して言い換えると、こうなるだろう。すなわち、ジンメルにとって、貨幣媒介の経済的交換は、その成立において存在と所有、人格と所有物の分化・自立を歴史的条件とする一方、この歴史的な分離過程に対して最も顕著で強力な要因として作用する。これはすなわち、存在と所有、人格と所有物の直接的な一体性を前提条件とする本来的な贈与交換は、この融合関係が崩れるとともに衰微してゆき、経済的交換に席を譲るのが歴史的趨勢であるということになる。いずれにせよ、贈与交換から経済的交換の大転換においては、人格と所有物の相互分化・自立ならびに所有物の脱人格化・即物化と、人格と人格の相互分化・自立ならびに所有主体の機能の担い手への転化とが相互に呼応しあっているのである。

次に、「要素の未分化↓要素の分化」という一般的な発展図式に依拠してジンメルが挙げる別の歴史事例(PhG: 447)を見てみよう。主体と所有物の未分化状態、つまり「所有物がまだ人格と直接的な相互作用の中にあつた」(PhG: 449)状態の歴史的形態としてジンメルが列挙するのが、死者とともに所有物を埋葬したアルカイックな時代、所有物が人格と直結していた古代ゲルマン、職業の世襲制、人格が経済的な存在と所有に有機的に結合していた身分制ないしツンプトである。最後のツンプトについていえば、ジンメルは別の箇所、それが全人格をことごとく包摂しているため「人間としての人間と集団の一員としての人間とを区別しない中世的結合」(PhG: 465)であると特徴づけ、例えば「織物職人のツンプトは単に織物業の利益を守るためだけの個人の組合ではなく、職業、社交、宗教、政治、さらに他の多くに関わる生活共同体であつた」(PhG: 464)とし補足説明している点が重要である。というのも、存在と所有が未分化な状態では、経済・社交・宗教といった諸領域が、集団・社会全体の生活過程においても個人の生活過程においても、未分化で直接的な統一を形成していることに、この説明が注意を喚起してくれるからである。

人格と事物、存在と所有の相互分化・自立という歴史過程(1)は、ジンメルにとつて、何よりも個人の人格全体を呑みこみ、個人の生活領域全般を包摂する特定の社会集団からの個人の分化・自立という歴史過程、よつてまた個人の経済関係がその生活過程全体から分化・自立する歴史過程(2)と根底で結びついているのである。この過程は、社会全体の観点

から見れば、社会内部での諸個人の分化・自立の歴史過程(3)でもある。歴史過程(1)はまた、社会構成の点でいえば、社会領域同士が相互に分化・自立する歴史的過程、したがつて経済過程・領域がそれまで一体と化していた他の諸過程・諸領域から相対的に分化・自立する歴史的過程(4)とも相即不離である。逆にいえば、経済過程の「自立化」は人格と所有物との分離、所有物の脱人格化を歴史的な前提とするのであるから、「経済過程は人格的な関心の直接性から解かれ、あたかも自己目的であるかのよう」に機能し、その機械的な進行が不規則性と計算不能性を帯びる人格的な要素と交わらなくなるのである」(PhG: 448)ということになり、ジンメルにしてみれば、経済の合理的性格とはすなわち、人格と所有物の分離に基づく所有物の事象化・脱人格化・脱主観化の歴史的産物なのである。さらに、ここで想起したいのは、「社会内部での諸個人の分化・自立化(3)は個人内部での諸要素の分化・自立化(5)と相互に対応している」という、人格論・自由論に関するジンメルの重要な形式社会学的なテーゼである(PhG: 462, 475)。ジンメルにとつては、個人の人格と所有物との濃密な人格的結合が成立するということは、その個人内部における諸要素、感情や知性や意志の契機、あるいは経済的・社会的・宗教的などの諸側面が密接に結合していることと表裏一体なのである。そして人格と所有物との人格的紐帯の歴史的切断は個人内部におけるそうした諸々の諸要素の紐帯の歴史的切断と相互作用しているのである。経済的交換においては、当事者は自己を内部で分割し、その人格全体や他の諸側面を背後に隠しながら即物的・没人格的な特定の側面、まさに所有者

Ⅱ交換者という経済機能においてのみ相互に関係し合うのであり、その所有物は所有者の人格の色合いが剥離した物自体と化しているのである。なお、ゲルマン法支配からローマ法支配への移行についての記述(PrG:450)なども興味深い、その検討は割愛する。

ところで——右の過程(2)(3)への補足説明にもなるが——、贈与交換がそれ以外の諸々の社会的関係、身分・上下・支配秩序、社会全体の制度的枠組みに強く依存すると同時に、こうした関係の維持・発展に対して重大な貢献をなすが、これに対し、経済的交換はこうした外部の社会関係から相対的に独立して進行する。もちろん、経済的交換といえども社会的な外部環境と相互作用しないわけではないが、その相互影響は少なくとも形式的には贈与交換の場合のように個別的・直接的・顕現的ではなく、総体的・間接的・潜在的な性質を帯びる。ジンメルの贈与論・交換論の特色は、贈与と経済的交換の間におけるこうした本質的相違を、存在と所有、人と物との間の人格的結合の有無・程度と関連づけて指摘している点にも見られる。ジンメルによれば、贈与交換では、当事者間の個別的・人格的な関係を通じてその都度、直接的に規定されて一定の贈物が一定の様式で交換され、この個別行為が直接的にこうした関係の維持・強化を帰結する。これに対し、経済的交換は、個別的・直接的な状態で見れば、「抽象的個人主義」(PrG:431)にその概念的純化をみるような相互に自由で独立した個人Ⅱ所有者が展開する閉じた過程であり、その都度ごとに自己完結し、所与の外部関係とも当事者間の関係とも相互影響を自ら遮断して余韻を残さないのが原則である。このこと、つま

り個人間の関係行為のへその都度性、自己完結性の前提でもあり帰結でもあるのが、まさに個人間の関係の即物化・脱人格化・機能化であり、個人の存在と所有、人格と事物の紐帯の解消なのである。

小括すると、ジンメルにとって、人格と事物、存在と所有の相互分化・自立という歴史過程(1)と関わる歴史過程(2)~(5)は、同じ歴史過程主体の、密接に相互作用し合う様々な側面・要素にすぎず、——歴史的にも構造的にも——市場的交換の前提であると同時に結果でもあるのだ。このような歴史的かつ構造的連関を、たとえ体系性と厳密性に欠けた見取り図的な形であるとはいえ、多面的・総体的に描き出したこと、そうすることと少なくともこの連関を理論的に追究することの重要性を浮き彫りにしたことは、ジンメルの大きな思想的貢献である。しかしジンメルは、贈与と経済的交換との関係に関して、このようにその対照的な本質・構造や歴史的な転化過程を炙り出すことだけでは満足しなかったのである。そこに本稿は、ジンメル贈与論・交換論の何よりも現代的意義を認めるのである。

#### 4. 贈与交換と経済的交換の複雑な関係

ジンメルが贈与交換と経済的交換とを所有物の対照的な移転形式として比較・区別した結果を、図式的に次のようにまとめることができるだろう。すなわち、贈与交換と経済的交換は、①目的・動機から見れば、利他的／利己的、倫理的・友誼的／功利的・即物的、②対物関係の性質

の点では、人格的・内面的な結合／人格的・内面的な分離・無関係、③所有物の性質の点では、人格を強く規定・拘束すると同時にそれ自体も人格性を濃厚に帯びる対象／人格の色合いを消去された客観的・事象的对象、④当事者相互の関係様式の点では、相互関係それ自体に意味を見いだす全人格的・全面的・主情的関与／相互関係は功利目的の手段ではない機能的・一面的・即物的関与、⑤行為の結果から見れば、人格を相互に結合・拘束し人格的・内面的な絆を維持・強化／その都度、人格的な結びつき、倫理的な縛りを消去、⑥社会的な関係枠組への直接的な依存度の点では、強い／弱い。

問題はしかし、こうした対照的な性質を明白に認めることのできる交換過程は特定のプロトタイプに限られ、大半の交換過程は諸性質が異なった比率で混淆している複合体・中間体であることを、ジンメル自身の叙述が示唆していることである。つまり、ほとんどの事例において贈与行為と経済的交換行為との峻別を可能にする単一の「種差」規定(徴表)は存在せず、両行為の間にはせいぜい「家族的類似性」、あるいは「プロトタイプ」を中心とした漸次的・段階的な区別しか認められないということなのである。さらに歴史過程として見れば、略奪、貢納、租税、婚姻などの様々な所有移転形式が絡んでくることもあり、両行為の区別は微妙で錯綜し、その間には移行・中間・混合、併存・競合・補完、逆行・合体・再分化などの関係が存在するのであり、ジンメルはこのことを具体的な叙述で示しているのである。<sup>⑤</sup>

### (1) 経済的交換の起源・移行形式。ジンメルは物々交換のなかに一

般等価物⇌現物(商品)貨幣の歴史的な成立根拠を模索し、その意味では物々交換を貨幣に媒介された交換の歴史的起源と見なしている。<sup>⑥</sup>ところが、じつは、ジンメルは経済的交換に関して、複数の起源、複数の移行形式の可能性に触れているのである！例えば公定価格の由来に関してジンメルはこう述べる。「社会的に規定された」⇌公定レートや公的価格などに基づく交換の先駆が個人的な交換ではなく、交換とはまったく異なる種類の所有移転、例えば略奪であったというのは十分に可能であると考える。もしそうであるなら、個人間の交換とは平和協定以外の何もでもないことになり、よって交換と公定交換とはひとつの統一的な事実に起源を発していることになるだろう」(Pflg: 89)。ここでジンメルは、〈個人間交換⇌公定交換〉という単線的経路ではなく、略奪を起源として、和平を通じて一方で個人交換が、他方で(個人間交換を介さず直接)公定交換が成立した可能性を指摘しているのである。

さらにジンメルは、〈略奪・贈与⇌交換〉という移行の「媒介現象」(Pflg: 89)に言及している。その一つは、経済的交換の前身は贈与であり、贈与から経済的交換が発展したというものである。曰く「多くの民族では、贈与品を受取ることができるのは、それに対して返礼品によってお返しできる、つまりいわばそれを事後的に獲得できる場合に限られるという觀念が存在している。東洋でよく見られるように、売手は買手に客体を〈贈与〉するが、買手がそれに応じて〈返礼〉しない場合には呪いがかかるというような形で交換が行われるようになれば、それは通常の交換に移行する」(同右)。これは非常に注目すべき指摘である。贈与慣行の



中に暗黙の義務としてすでに含意されている、「贈与の伝統的な互酬性」(同右)の原理が当事者間で基本的な行為規範として明示化・公然化されると贈与は交換に転化すると述べて、交換への贈与の転換のメカニズムにも触れているからである。つまり、市場的交流を前提としない贈与過程においてすでに市場的交流の前提条件が潜在的・部分的あるいは萌芽的に存在していて、その顕在化・全面化として交換過程を捉えることもまた可能であるというのだ。またジンメルは、同じ先の個所でさらに、縁者から助勢を得た場合、その手当は支払わないものの、宴会などで縁者をもてなす慣行が広く見られることを確認し、扶助行為(Ⅱ贈与)、に対する謝礼行為(Ⅱ返礼)、からサービス提供と労賃の交換が生じた可能性を指摘しているのも興味深い。賃労働(労働と労賃の交換)の起源の一部を贈与関係に求めていることになるからだ。

(2) 贈与婚と売買婚。女性の所有移転形式としての婚姻形態の歴史的変遷に関するジンメルの叙述にも、特筆に値する箇所が多い。略奪婚が和平を通じて部外婚的な平和協定としての売買婚に変容する(PhG: 89)という記述もその一つ。もう一つは持参金制度の誕生と衰微に関する記述である(SGS: 88; PhG: 511)。ジンメルは、売買婚において花嫁のある程度の経済的自立を確保するために花嫁側から受け取った花嫁代価の一部を花嫁に持たせたことが発端となり、それが売買婚の消滅した後にも遺制的に残ったのが持参金制度だと説明する。花嫁側に対する花婿側からの先行贈与は花嫁側に一方的な負債感・義務感を、また花婿側に一方向的な請求権を生みますが、持参金制度が確立すると夫婦間の心理

的均衡と双方の請求権が成立するというのである。夫が受取る持参金には一定の返礼義務が含まれており、「夫はもはや唯一の先行給付者ではなくなり、請求権は相手の側にもある」(PhG: 510)ことになるからだ。贈与にまつわる義務や権利、先行贈与―返礼義務に由来する心理的均衡や不均衡、つまり贈与に内在する原理そのものに、ジンメルは持参金制度の生成・発展の動機を求めているのである。興味深いのはしかし、この持参金Ⅱ贈与慣行の一般化が市場経済の浸透とともに進展するというところをもジンメルが同時に指摘していることだ。つまり貨幣経済の普及↓自給自足的な家内経済の衰退↓家事と市場生産の分離↓性分業の強化↓男への女の経済的依存の拡大という連関により、女が男の被扶養者Ⅱ受贈者Ⅱ「負担」と化していく事態と関連していると述べるのである。売買婚制度の消滅後の持参金とは、扶養という娘への贈与に対する花嫁側の親からのいわば〈先取りされた金銭贈与〉、〈事前の返礼〉であり、扶養Ⅱ一方的贈与に由来する夫婦間の著しい非対称性を緩和し、妻の地位を確保する意味があるというのである。だからまた、この制度は夫婦間の非対称性が縮小するにつれて衰微していくことになる。ここで強調したいのは、ジンメルが売買婚、つまり貨幣を介した所有移転の変遷の中にも贈与関係の関与や変容が織り込まれていると見なしていること、しかしまた市場的交流の浸透に婚姻における贈与交換の発展の、一因を見いだしていることである。ジンメルにとって、婚姻制度の歴史的变化には、あくまでも贈与と交換の要因が複雑多様に絡みあっているのである。またこれに関連してジンメルは、贈与婚が、花嫁を金銭で購入す

る売買婚に比べて高次の婚姻形態と見なされがちだが、実際には売買婚より古くて未開であると指摘すると同時に、同じ自然民族においても両方の婚姻形態が併存する事例が稀ではなく、女性の処遇に関して両者の間に懸隔はないことに注意を向けている点も重要である(同右)。贈与と交換について近代的な市場交換を前提にした観念から安易に価値判断を加えたり、単線的で一方的な発展図式に基づいて説明したりすることに対する、ジンメルの批判的スタンスが見られるからである。一般には認識は薄いのが、とくに若きジンメルは「民族学者」としての顔も併せ持っていたが、その知見がこうした文脈で生かされているといえる。

(3) 贖罪・賠償。ジンメルは、「人間の分化Ⅱ差異化の進展と貨幣の無差別性の進展」(PhG: 498)が重なることで、貨幣は殺人などの重罪に対する贖罪手段としては不適切になっていくと述べ、その早期の歴史事例をいくつか挙げている(PhG: 498)。<sup>①</sup>古代ユダヤ人においては、女性と賠償とに関する支払手段としては貨幣が使用されたが、会堂への献納はつねに現物で行われる必要があった。<sup>②</sup>中世職人同盟における処罰には、信者会では蠟、世俗会ではたいい貨幣が用いられた。古代イスラエルでは、家畜泥棒には倍返し<sup>③</sup>の現物弁償が求められたが、それが金銭払いなら四〜五倍の代価が必要だった。<sup>④</sup>チェコでは、紀元初頭には支払手段であった家畜がその後も長きにわたり殺人賠償への呼称として使われた。<sup>⑤</sup>カルフォルニア・インディアンの間では、貝貨が流通から駆逐されてからも、来世のための死者への贈物としてその墓に一緒に埋められていた。

ジンメルがこうした事例を通じて直接述べたいことは、賠償・支払が宗教的色彩を帯びているため流通貨幣がすでにこの段階でこのような用途の厳粛さにそぐわないものとなっていたということだが、これらの事例は、贈与と交換の区別・関係に関する彼の深い認識を間接的に示しているといえる。すなわち、事例<sup>①</sup>は、所有移転は宗教的儀礼の場合には贈与の性格を保持しつつづけるが、俗事では贈与の色合を薄めて貨幣的交換へと接近する歴史的傾向の一例として理解されている。事例<sup>②</sup>では、倫理的賠償・清算の手段において現物贈与と金銭贈与とが厳格に区別され、両者の間ではその意味や価値や用途に関してはつきりとした違いがあったことが指摘されている。<sup>③</sup>の場合は、旧来の支払い手段(家畜)の呼称を保持することで金銭賠償が贈与の外観を装う、という歴史事例である。<sup>④</sup>では、かつての流通貨幣が死者への贈与物に転化したという事例が、交換・流通過程の一定の発達の産物も(宗教的・呪術的目的の)贈与過程の媒体に転用されうる、という可能性として言及されているのである。こうした叙述からも、ジンメルが贈与と交換、およびその媒体の形式・性質についてかなり分節化・差異化しながら考察し、その歴史的な継起関係および同時的な相互関係についてもいくつもの可能性を想定したことが窺える。

(4) 近現代の市場交換における贈与の補填・補完機能。ジンメルは、すでに触れたように、近代における市場交換の浸透によって、贈与慣行、とりわけ経済システム全体を担う主軸的な社会・経済原理の一つをなすような贈与形式は基本的に駆逐されていくと想定する。しかし、

その一方で、歴史・貫通的な、基底的要因としての、贈与関係はこの市場経済化の過程でも消滅するわけではなく、市場交換過程の不可欠な補填・補完要因となつていてと考えているのである。

まず、高度に精神的・人格的なサービスが売買される場合、売手は取決め通りの金銭対価以外にも、さらに個人的・人格的な是認・賞賛などの返礼を要求することが多いことに、ジンメルは注意を向ける(Prig. 556. Cf. *Ibid.* 459.、早川 2003 参照)。それは、音楽家が演奏後に観客の拍手喝さいを、大臣なら君主と国民の謝意を、教師や聖職者は畏敬と心服を、さらにまともな商人なら顧客の満足をもまた求めるような場合である。ジンメルはこのような現象を、一般的・即事的・客観的な貨幣等価物では表現・代償し尽くすことのできない、サービス商品の個別的・人格的・主観的な価値が贈与という心理的・人格的回路を経ることで補填されるといふメカニズムによつて説明しているのだ。この種の交換関係では「等価交換」は貨幣的交換だけでは十全に成立せず、贈与交換による補助を必要としているというのである。もつと一般化すれば、貨幣的交換において供与価値とその対価との均衡が原理的に成立しない、つまり対価が給付を原理的に充当しきれない場合、その欠損分は贈与行為で補填されるとジンメルが考えているわけである。もつとも、ジンメルによれば、そうした場合でも、巨額の対価が投入されるならば「不等価交換」の状態は解消されるのであり(貨幣の高額効果)、その意味では、貨幣的交換も逆にまた贈与交換を代替できるといふことにもなる。

次に検討するのは、『社会学』第七章「貧困者」である。本稿ではこの

論考を、財の再配分装置としての贈与の近現代的形態、国家的福祉制度として公的にシステム化された贈与形態に関する、あるいはまたいわばマクロ贈与論としての先駆的業績として評価してみたい。まず、ジンメルにとつてはどのような〈喜捨〉や〈善行〉も一方向的な作用なのではなく、やはりひとつの相互作用である。「……原理的に見て、受取る者もまた与える者であり、受け手から施し手に作用光線が照り返し、これが贈与を相互作用に、つまり社会学的な事象にしているのである」(Sonz 523)とジンメルも確認している。<sup>6)</sup>

問題は近代の貧困者救済だが、この場合でも、贈り手と受け手との間に直接的・個人的な相互作用は存在しないものの、納税・寄付により公的機関に集中された財が窮乏者に対して公的扶助＝贈与の形で再配分されることに對し、窮乏者⇨受贈者の側は社会秩序の容認・遵守によつて返礼し、贈与者の側は社会秩序の保証という反対贈与を受取るのであり、その限りでは、貧困者扶助も一種の社会的相互作用であるとジンメルは判断しているのである。ジンメルの主張内容を列挙してみると、一つは納税・寄付という制度化された贈与行為に対する社会システムからの贈与者への返礼は秩序保証であるとジンメルが考えている点である。市場的交換には、経済・社会格差の不断の拡大再生産によつて社会的矛盾・軋轢を不断に帰結する傾向が内在しているが、こうした不安定化要因に対する対応措置が組織化された贈与システムの中心機能なのである。つまりこの場合、市場的交換に不可避的に付随する否定的帰結を緩和することで相対的に安定した交換過程の持続的実現を保証するために不可

欠な機構、市場的交換に必須の補強装置として贈与システムが考えられているのである。公的な社会福祉制度とはある種の「合理化されたポラッチ」なのである。第二に、ジンメルにとって、近代的な貧困者扶助制度は、喜捨・善行などといった個人間の個別的・直接的・人格的な贈与行為が、個々の行為・関係を超越する客観的で第三者的な公的システムに転化したものである。この解釈は、直接的な相互作用が一定規模で重合すると間接的で媒介された相互作用に転化するという、相互作用に関するジンメル的一般図式と対応するものだが、公的システムにおいては贈与という相互行為・関係が強制力を具えた特別の中央機関に媒介されて組織化・間接化・脱人格化、あるいは客観化・機能化されていくと見なしている点が重要である。ジンメルの見解では、贈与も一定規模で反復・蓄積されてシステム化すると、脱人格化・脱主観化は不可避なのである。別言すれば、贈与にも直接的・個別的・人格的な性質を呈するタイプと間接的・集合的・客観的な性質を呈するタイプがあるとジンメルは想定しているのである。

第三に、富の再分配問題に限定されているとはいえ、ジンメルがさらに二つの贈与タイプを区別している点が興味深い。すなわちジンメルは、「贈与行為の本来の意味と目的が、(a)贈与によって得られる最終状態にあるのか、つまり受贈者がまさに特定の価値客体を手に行き届けるようにすることにあるのか、それとも(b)行為そのものにあるのか、つまり贈与者の気持ちや、捧げられるべき愛や、贈与において大なり小なり随意に溢れ出る自我の拡張の表現としての贈与行為になるのか」(SSG8: 371; Sov:

SSQ、(a)(b)の挿入池田によって、贈与を二つのタイプに分類する。その意味と目的が(a)所有移転、有用財の再分配の功利的効果にある贈与タイプと、(b)内面性・情義性の表現としての贈与過程、それ自体にある贈与タイプを峻別しているのである。またジンメルは、贈与過程自体が最終目的の贈与型(b)では贈与当事者間の貧富差は問題にならないが、貧しい者への贈物は贈与結果に強意が置かれるカテゴリ(a)の贈与となることも述べ、さらに「贈与カテゴリのこの両端の間に、無数の混合の度合いがある」(同右)ことに注意を向ける。つまり、実際の個々の贈与過程はこの二つの贈与カテゴリの混淆を呈し、その混合比率に応じて両端の間のスカラーの何処かに配されるというのである。換言すれば、同じ贈与関係の中にも、人格的・情義的な内面関係の形成・維持を主眼とするタイプのものあれば、功利的価値の移転・再分配という即物的で脱人格化された性格を強く帯びるタイプのもの、あるいは(おそらく大半を占めるであろう)両面的・両義的な色合いのものなどもあるということである。要するに、ジンメルの贈与観では、経済的交換と同様、贈与交換にも多様な歴史的形態と多様な種類・類型が存在し、それぞれがまた様々な側面・要素を内蔵するのであり、具体的・個別的な文脈で様々な特性・意味・機能を帯びているのだ。

さらに、この問題がまた、何をどれだけ贈るべきかという贈与内容の適正規準は当事者間の社会的・人格的な距離に依存して相対的に決まるという、贈与に顕著な社会的枠組への依存傾向とも絡んでいることにも注意したい。すなわち、右に触れた贈与型(b)が優勢になるほど、窮乏品

を贈与の形式で貧困者に援助することは不可能になってくるが、ジンメルは「それは人格間の他の社会学的「相互的」関係が贈与関係と両立しなくなるからである」と述べ、さらに「非常に大きな社会的隔たりのある場合、あるいは個人的に非常に親密である場合にはほとんどいつでも贈与ができる。しかし社会的距離が減じ、個人的な距離が増すにつれ、これは難しくなってくるのが通常である」(同右)と一般化している。〈当事者の社会的距離と贈与関係との関連についての一般的定式〉と呼べるであろう。あるいは、ジンメルは贈与行為を、(a)格差・上下関係に対応する垂直贈与と(b)親密関係に対応する水平贈与の二類型に区分していると解釈できるかもしれない。

最後に簡単にでもせひ触れておきたいのは、現物贈与と金銭贈与ないし売買の関係についてのジンメルの考察である。現物贈与から金銭贈与への移行の歴史的条件である貨幣経済の発展、さらにこの移行に付随する対人・対物関係の変容についての考察は割愛し、「意識一般は、貨幣に関わる刺激を受けてはじめて特殊経済的な意識として反応する」という

——ヘルバルト心理学の経済哲学的転用と呼べる——「経済的識閥」(PhG: 354)の着想に焦点を絞る。贈与行為においては、その経済的性格が意識の端に上る識閥というものがあがり、この識閥は贈物の貨幣形式と一致するとジンメルは主張する。別言すれば、金銭贈与は容易に経済的識閥を超えてしまい、経済的交換として意識されてしまいがちだということである。あるいは、贈与が限りなく即物的・功利的な色合いを強めても、この識閥を超えない限り、経済的交換とは意識されずに済むという

ことである。経済的識閥を超えるか超えないかの違いが、例えば「現物の贈物は現物で真にお返しできるが、金銭の贈物はすぐ後であつてもはや〈同じ贈物〉としてではなく、単に同じ価値のものとしてしか返却しえないという感覚」(PhG: 449 傍点ジンメル)を説明するというのだ。そのため、一面では、自らの持物を贈るのはしみつたれており、贈物に金をはたいてはじめてまともな贈物と見なされるように、「贈与者が受贈者のために犠牲を払った」という意識が受贈者にあらわれるのは、この犠牲が貨幣形式で支払われようになってのことである」(PhG: 354)ともいえるが、他面では、金銭贈与はその実質が扶助であることを自らが白日化してしまい、受取る者の体面や自尊をひどく傷つけることにもなる。

この場合には、「その贈物が経済的なものであるという感じを与えてはならないこと、あるいは少なくともその経済的な性格を背後に押しやること」が格別の思いやりとなること」(PhG: 355)が〈贈与の作法〉となるとジンメルは付け加える。贈与タイプの問題に関連づけていえば、同じ贈与の中にも、(a)経済的識閥を超えて経済的交換に限り無く接近していく(よつて一定の贈与作法を通じて経済色を薄める必要のある)タイプと、(b)識閥下にあつて経済的品格の臭いを漂わせないタイプとを、ジンメルが事実上、区別していることになる。なお、現物同士の贈与交換でも、それが精神的・内面的な発露であり、かつ互いに極端に異質である場合には逆説的にも売買を彷彿とさせてしまふという問題(GS88: 311; Soz 665)、あるいは売買婚(PhG: 504)・財産婚(PhG: 520)・買収(PhG: 526; 529)などのような贈与交換の衣裳をまとつた実質的な売買(金銭取引)

の問題、換言すれば売買の、実体を粉飾すること、その否定的効果を軽減する贈与機能の問題には立ち入らない。ただ、こうした問題に關してでも、ジンメルが贈与交換と経済的交換との關係が歴史的にも同時的にも微妙で複雑なものとして捉えている点には、あらためて注意を促しておきたい。

## やぶくさ

十九世後半、古典主義の生産⇨労働中心主義から新古典主義の消費・市場主義への、客観的価値論から主観的価値論への移行という大きな理論的転換が起きる。この趨勢を踏まえて独自の相對主義的なスタンスを示したのがジンメルの貨幣哲学である。

交換關係の相互性構造を前面に打ち出すことにより一定の客観性の担保と主観主義への一方的な傾斜の回避を図りつつも、ジンメルは脱生産中心主義的・主観主義的な転換の動きに強く共鳴している。交換中心主義へのジンメルの傾斜は、「人間は交換する動物である」(PhG: 385)という彼の人間学的定義<sup>⑧</sup>に示されているが、それはまた、例えば交換過程そのものに、経済的価値を創出したり(PhG: 55)、「一定の効用価値や意味価値を最大化したり」(PhG: 385)する「生産力」を認めるようとする試みや、労働過程をも交換過程として解釈する試み(PhG: 61)<sup>⑨</sup>に如実にあらわれている。

しかしながら他方で、贈与の問題や、贈与と交換の關係の問題をテー

マに据えることで、ジンメルは自らの市場主義・交換中心主義を相對化しているともいえるだろう。いずれにせよ、ジンメルの経済哲学や贈与社会学は、贈与とは何か、交換とは何か、両者の關係はいかなるものかといった、社会・経済思想の根本的な問いをわれわれに突きつけているように思われる。贈与と交換の一般理論はまだ未確立であるといえるが、その確立に向けた取組においてジンメルの贈与論・交換論は魅力的で豊潤なヒントを提供してくれているのではないだろうか。

註

(1) ジンメルの贈与論・交換論に関する論及の多くが『貨幣の哲学』か『社会学』のいずれかに、また後者の場合には第八章付論「忠実と感謝」に限定されがちであることも問題である。本稿では、『貨幣の哲学』全般、『宗教論』(SG10: 39)、『社会学』の第七章「貧困者」・第八章付論とその原論(SG8: 24, 308)にも目配りしたい。ただし、この問題に関する『貨幣の哲学』と『社会学』の異同・変容には立ち入らない。

(2) ジンメル自身の自覚の有無は別として、これは少なくとも事実上、シェリング『超越論的観念論の体系』(ヘーゲルのニュルンベルク論文も参照)の因果性と相互作用の概念の社会学的应用である。

(3) この段落は『社会学』で新たに挿入されたもの。第七章「貧困者」(一九〇八年)とその原論「貧困の社会学」(一九〇六年二月)との間に「感謝論」(一九〇七年一月)の発表があるが、この論者が挿入箇所の叙述へのヒントを与えたのかもしれない。貧困論と感謝論とを贈与視点から統一的に読む可能性と必要性を示唆する事情といえるだろう。

(4) ジンメルにおける所有と自由・支配・個性の関係については立ち入らない。ジンメルの所有概念の思想的淵源(例えばヘーゲル『法哲学』、シュティルナー『唯一者とその所有』)についても割愛。また、この所有概念は、所有主体と所有対象、存在と所有の動的な一体性・全一性を謳うとはいえず、とりわけその第三の視点において——自己や人格や自由の概念、あるいは自己の対象化・外化を介した自己確証・発展の概念などと結びついており、近代的意識が濃厚である。したがって、一方では近代的人格・自由をいまだ

知らぬ歴史段階の贈与慣行の分析、他方で貨幣経済の浸潤とともに根本的に変容する所有のあり方の分析に対して、この所有概念がどこまで有効であるかは議論の余地が残るところだ。なお、筆者はすでに(別の問題脈絡において)ではあるが、存在と所有について論じたことがある(池田 1987, 1995)。また Eigentum, Besitz, Haben は文意の単純化のためにあえて一律に「所有」または「所有物」と訳す。

(5) 贈与交換と市場的交換(さらには略奪・強奪)の多様で錯綜した相互関係についてはアリエリー 2013: 121、熊野 2003、桜井 2002, 2011、セガール 2016: 103、ポールディング 1974、モース 2014、若森 2014、Graeber 2011、Haesler 2000 等参照。この相互関係についての議論は、今後ますます重要になっていくと考えられる。

(6) この場合でも、流通貨幣の生成根拠をいわゆる〈欲望の二重の一致〉の困難に求めないのがジンメル貨幣論の特徴である(池田 2016)。これに関連して特記すべきは、ジンメルが物々交換から貨幣的交換への移行の必然性を、経済的交換に本質的な〈双務双利の公平原理〉が物々交換ではまだ不完全であることに求めている点である。物々交換では、積極的動機を持つのは一方の当事者だけであり、他方は強制されるか、あるいは高い代価と引換にしか交換に応じないのが通常であり、貨幣を介した交換によってはじめて、負担と利益に関するこの非対称性は解消され公平な等価交換が成立するからだとするのである(PhG: 388)。要するにジンメルは、貨幣的交換への移行の必然性を所有移転形式の客観化・公平化への傾向に沿って理解しようとしているのである。

(7) 喜捨の起点が受贈者の権利から贈与者の義務に移るにつれて、施しを受ける個人自体の利益は二次的となり、贈与の主要動機が(魂の救済や秩序の安定など)施しを与える側にとつての意義や目的へ、つまり利他主義から利己主義へと変容していくという重要な指摘(Soz 515)には立ち入らない。ジンメルは所有移転形式の文脈では贈与を利他主義的な形式と呼んでいるが、右の指摘は、事柄がそう単純ではないと彼自身が考えていることを示唆している。利他主義と利己主義は具体的な脈絡により混濁・反転し合い、截然と識別できるものではないという彼自身の認識(GSG1: 197; 3: 92)からしても、ジンメルにとつて喜捨や善行は利他主義と利己主義の錯綜体なのである。

(8) 思想的にみれば、この交換論的な人間定義は、「取引し、交易し、交換する」という一般性向<sup>1)</sup>を人間の本性とみなすアダム・スミス(2010: 34)の分業・交換論をニーチェ『道徳の系譜』の交換論に触発されて人間学的に改訂したものと推測できる。なお、ジンメルが「交換」に関して初めて言及したのは一八八七年の論考「方法的な点におけるベシミズムの根本問題について」(GSG2: 91)であろう。

(9) ジンメルは、自然経済の孤立した労働過程も個人間の二面的交換過程のもとに、「あらゆる二者間的交換の根本前提であり、いわば本質的な実体」(PhG 62)である個人内部の(犠牲と利益との)主観的交換⇨収支過程に帰着させることができるという根拠によつて、自然経済の労働も交換の一種である主張を(PhG 61)。しかし、①この(多分にモノドロジー色の濃い)論理のままでは、交換の構造的性質である当事者間の相互制約の契機が無視されることになる。片方に当てはまることは他方にも(逆向き、対蹠的に)有効

でなければならないはずだ。②実際、これと同じ論理により交換現象を説明・記述した個所は他には一つも見られない。③この論理で(かりに単純な孤立労働は説明できたとしても)複雑・高度な労働過程を説明できるのかは大いに疑問である。④この論理では労働と交換を略奪・強奪から区別するのが困難になる(もつとも、それはそれで図らずも労働の本質の一面を浮き彫りにしているともいえるが)。

文献

GSG=Georg Simmel Gesamtausgabe (hg.v. O. Rammstedt), 1989, Suhrkamp.  
PhG= Philosophie des Geldes (GSG 6, 1989); Soz= Soziologie Untersuchungen über die Formen der Vergesellschaftung (GSG 11, 1992).

阿閉吉男 1983 「知られざる交換理論」『現代思想』第一四巻第四号、168-191。  
アリエリ、D. 『予想どおりに不合理 行動経済学が明かす「あなたがそれを選ばわけ」』(熊谷敦子訳) ハヤカワ文庫。

池田光義 1987 「G・ジンメルの『貨幣の哲学』における『主体と客体の距離』の問題」『社会思想史研究』第一一号、147-161。

——— 1995 「G・ジンメルにおける『個と生と存在』の思想」『跡見学園女子大学紀要』第二八号、111-143。

——— 2016 「ジンメルにとつて貨幣とは何か——『貨幣の哲学』考——」『跡見学園女子大学文学部紀要』第五一号、59-78。

熊野 聰 2003 『ヴァイキングの経済学 略奪・贈与・交易』山川出版社。



- 栗本慎一郎 1981「生と死の交換」(大江健三郎他編)『文化の現在 8 交換と媒介』岩波書店 37-80。
- 桜井英治 2002「中世の貨幣・信用」(桜井英治・中西 聡編)『新体系日本史⑫ 流通経済史』山川出版社、42-80。
- 2011『贈与の歴史学 儀礼と経済のあいだ』中公新書。
- スミス、A. 2010『国富論』(大河内一男監訳) 中公クラシックス。
- セガール、K. 2016「貨幣の「新」世界史 ハンムラビ法典からビットコインまで」(小坂恵理訳) 早川書房。
- ニスベット、R.A. 1977『現代社会学入門 (一)』(南博訳) 講談社学術文庫。
- 早川洋行 2003『ジンメルの社会学理論 現代の解読の試み』世界思想社。
- ブラウ、P.M. 1974『交換と権力 社会過程の弁証法社会学』(間場寿一他訳) 新曜社。
- ホームマンズ、G.C. 1978『社会行動 —— その基本形態 ——』(橋本茂訳) 誠信書房。
- ポールディング、K.E. 1974『愛と恐怖の経済 —— 贈与の経済学序説 ——』(公文俊平訳) 佐学社。
- マリノフスキー、B. 2010『西太平洋の遠洋航海者』(増田義郎訳) 講談社学術文庫。
- モース、M. 2014『贈与論 他二篇』(森山 工訳) 岩波文庫。
- 若森みどり 2014「贈与 私たちはなぜ贈り合うのか」(橋本 努編)『現代の経済思想』勁草書房、87-112。
- Bredemeier, H. C., 1978, Exchange Theory, in: T.Bottomore/R.Nisbet (edit.), *A History of Sociological Analysis*, Basic Books: 418-456.
- Graber, D., 2011, *Debt: The First 5,000 Years*, Melville House.
- Haesler, A., 2000, Grundelemente einer tauschtheoretischen Soziologie: Georg Simmel, in: *Simmel Studies* 10-1: 5-31.
- Ikedo, M., 2007, Atom und Wechselwirkung als regulative Weltprinzipien. Zu den Zentralbegriffen des jungen Simmel, in: *Simmel Studies* 17-1: 77-104.
- Papilloud, Ch., 2002, Critical Relations. Anthropology of Exchange in Georg Simmel and Marcel Mauss, in: *Simmel Studies* 12-1: 85-107.
- , 2003, Tausch. Autopsie eines soziologischen Topos, in: O. Rammstedt (Hg.), *Georg Simmels Philosophie des Geldes. Aufsätze und Materialien*, Suhrkamp: 158-165.